

一管区水路通報第14号

令和7年4月11日

第一管区海上保安本部

第192項	北海道南岸	函館港付近・・・・・・・・パイロットステーションについて
第193項	北海道南岸	恵山岬南方～襟裳岬南方・・・海洋調査
第194項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・漁具設置
第195項	北海道東岸	羅臼港・・・・・・・・・・簡易標識灯撤去
第196項	北海道西岸	利尻島・・・・・・・・・・魚礁設置作業
第197項	北海道西岸	利尻島・・・・・・・・・・魚礁設置作業
第198項	北海道西岸	増毛港及び付近・・・・・・・・小型船舶操縦訓練
第199項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・・灯付浮標等点検作業
第200項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・・ヨット帆走訓練
第201項	北海道西岸	石狩湾港・・・・・・・・・・水難救助訓練
第202項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・水深減少
第203項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・漕艇訓練
第204項	本州東岸	尻屋埼東方・・・・・・・・・・射撃訓練
第205項	本州北西岸	龍飛埼西南西方・・・・・・・・・・射撃訓練
第206項	北海道周辺・・・・・・・・・・	船舶気象通報一時業務休止

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

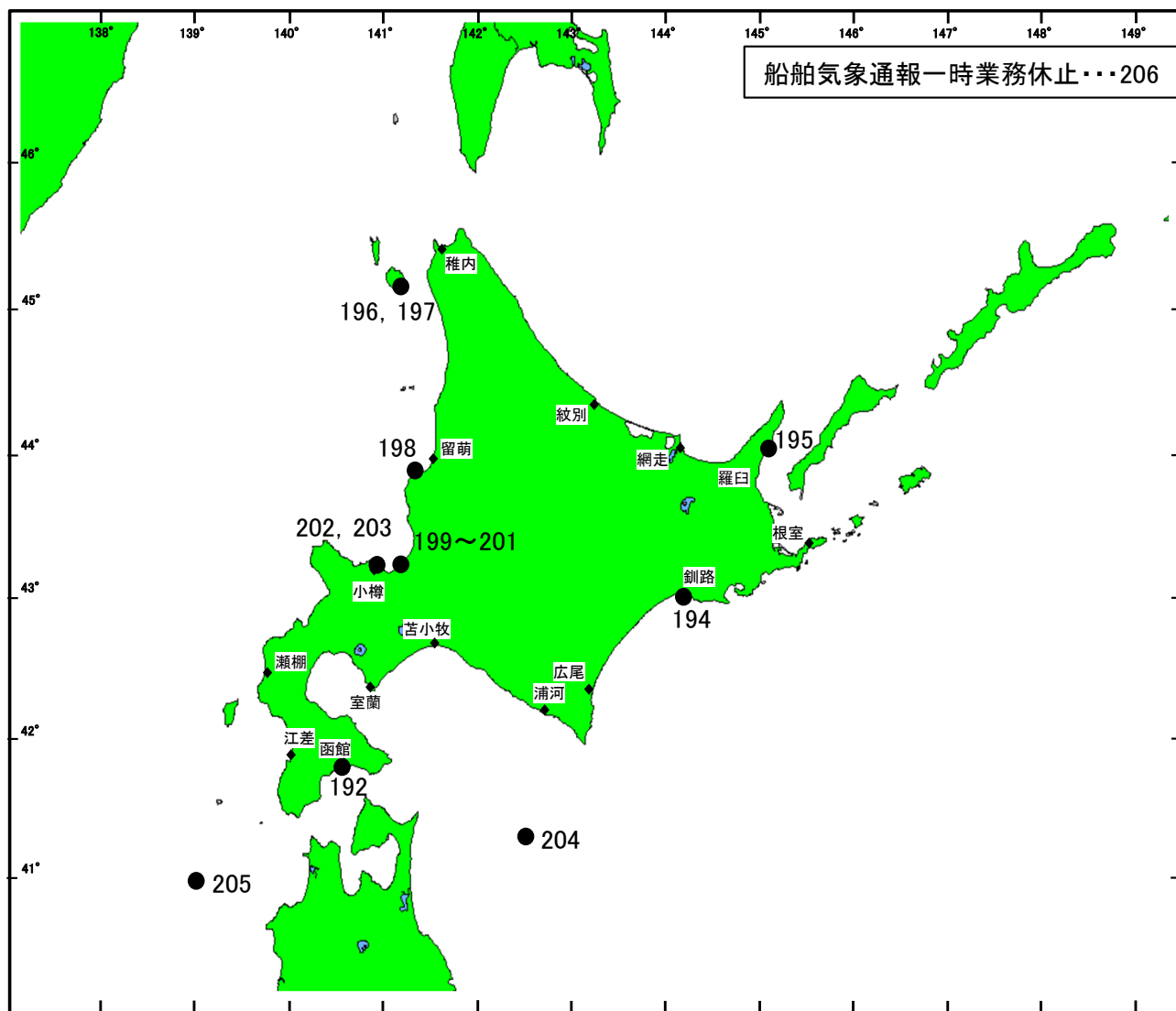
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。
●印で表現できない広範囲に及ぶ193項については各項を参照ください。

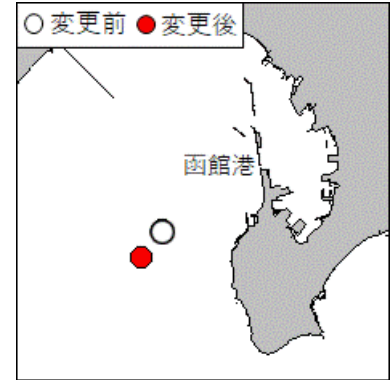
7年192項 北海道南岸 ー 函館港付近 パイロットステーションについて

パイロットステーションの位置が変更された。

位置 (変更前) 41-46.2N 140-40.2E
(変更後) 41-45.8N 140-39.8E

海 図 W6-W9

出 所 函館海上保安部



7年193項 北海道南岸 ー 函館港付近及び恵山岬南方～襟裳岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

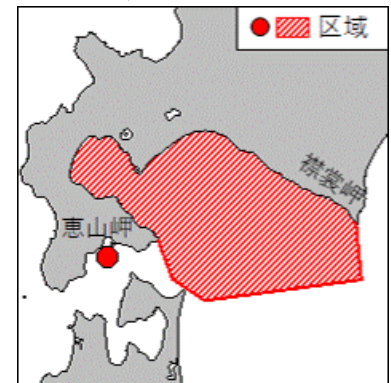
期 間 令和7年4月22日～28日

- 区 域
- 1 下記地点付近
 - (1) 41-40-00N 140-40-00E
 - 2 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 - (2) 41-56-03N 143-13-30E (岸線上)
 - (3) 41-29-42N 143-16-59E
 - (4) 41-20-00N 141-40-00E
 - (5) 41-30-00N 141-20-00E
 - (6) 41-48-17N 141-10-49E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W43

出 所 函館水産試験場



7年194項 北海道南岸 ー 釧路港、外港 漁具設置

下記区域に、漁具が設置される。

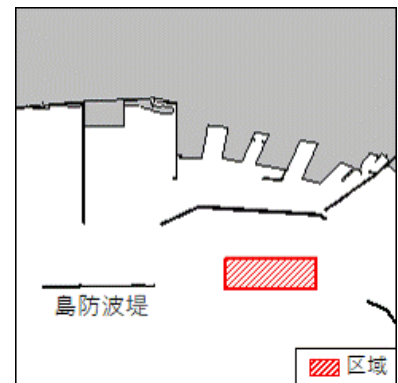
期 間 令和7年5月31日まで 0400～1500 (設置作業)
令和7年5月31日～8月9日 (設置期間)
令和7年8月10日～20日 0400～1500 (撤去作業)

- 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 42-59-02N 144-19-24E
 - (2) 42-59-02N 144-20-24E
 - (3) 42-58-47N 144-20-24E
 - (4) 42-58-47N 144-19-24E

備 考 設置区域をレーダーリフレクター、赤旗及び灯付浮標で標示

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年195項 北海道東岸 ー 羅臼港 簡易標識灯撤去

下記位置の簡易標識灯は撤去された。

位 置 44-01-12.8N 145-12-12.1E (突堤先端)

海 図 W1402 (羅臼港)

出 所 羅臼海上保安署



7年196項 北海道西岸 — 利尻島、鬼脇港南南東方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和7年10月30日まで

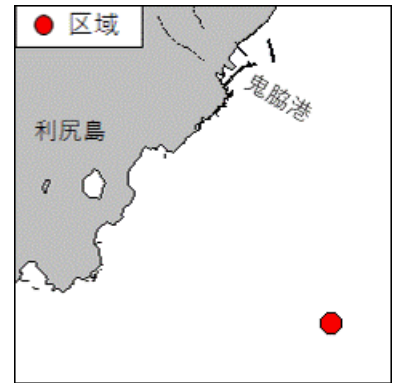
区 域 下記地点付近

45-06-10N 141-19-40E

備 考 角型魚礁（高さ3.0m、86基）を設置

海 図 W21

出 所 第一管区海上保安本部



7年197項 北海道西岸 — 利尻島、仙法志埼南南西方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和7年10月30日まで

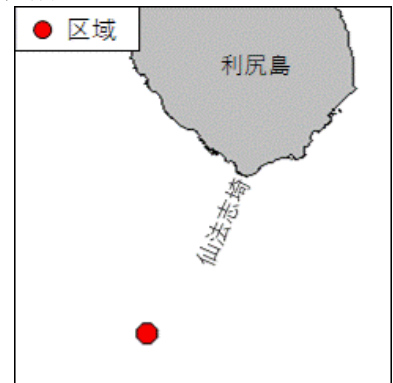
区 域 下記地点付近

45-00-03N 141-09E

備 考 角型魚礁（高さ約3.0m、45基）及び
鋼製魚礁（高さ約20m、2基）を設置

海 図 W21

出 所 第一管区海上保安本部



7年198項 北海道西岸 — 増毛港及び付近 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年4月24日～30日 0700～1700 または日没

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-52-15.6N 141-32-22.6E

(2) 43-52-15.6N 141-32-49.5E

(3) 43-51-46.5N 141-32-49.5E

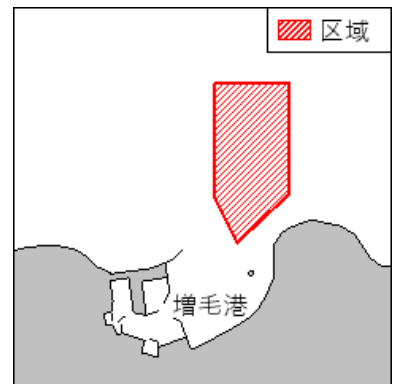
(4) 43-51-34.3N 141-32-30.9E

(5) 43-51-46.5N 141-32-22.6E

備 考 訓練中、区域内に浮標3基設置

海 図 W40A(増毛港)－W1045

出 所 留萌海上保安部



7年199項 北海道西岸 — 石狩湾港 灯付浮標点検作業

下記位置で、作業船及び潜水士による灯付浮標の点検作業が実施される。

期 間 令和7年4月21日～5月31日（予備日を含む）日出～日没

位 置 下記2地点

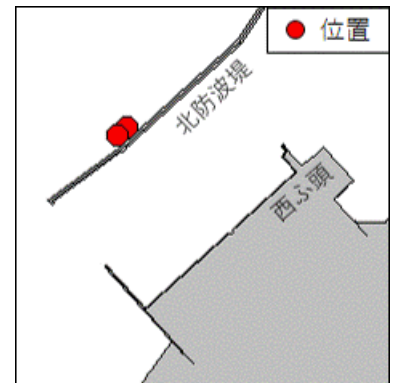
(1) 43-12-04.5N 141-15-43.3E

(2) 43-12-06.3N 141-15-45.9E

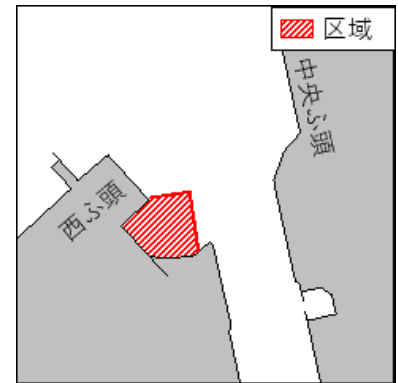
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

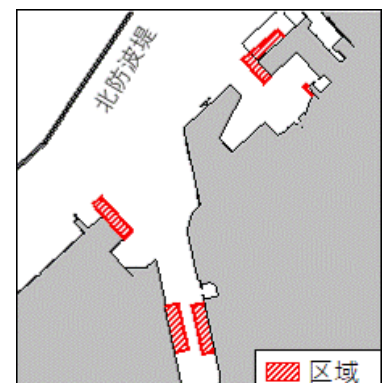
出 所 石狩湾港長



7年200項 北海道西岸 — 石狩湾港 ヨット帆走訓練
 下記区域で、ヨット帆走訓練が実施される。
 期 間 令和7年4月19日～10月26日（毎週土、日及び祝日）1000～1600
 区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 43-11-55N 141-16-56E（岸線上）
 (2) 43-11-56N 141-17-05E
 (3) 43-11-46N 141-17-07E（岸線上）
 備 考 実施区域は浮標で標示
 警戒船配備
 海 図 W7
 出 所 石狩湾港長



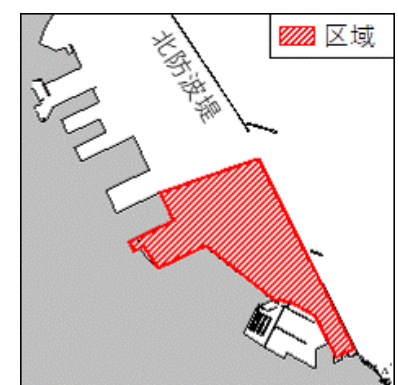
7年201項 北海道西岸 — 石狩湾港 水難救助訓練
 図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施される。
 期 間 令和7年4月14日～令和8年3月31日のうち
 毎月1回程度 0930～1730
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W7
 出 所 石狩湾港長



7年202項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 水深減少
 下記区域は、敷石存在に伴い水深が減少している。
 区 域 下記2地点を結ぶ線上付近（水深0.7m～3.4m）
 (1) 43-12-34.7N 141-00-52.7E
 (2) 43-12-12.0N 141-01-13.0E
 海 図 W5
 出 所 第一管区海上保安本部



7年203項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 漕艇訓練
 一管区水路通報第13号188項削除
 図に示す区域で、カッターの漕艇訓練が実施されている。
 期 間 令和7年11月30日まで（水及び金曜日に限る） 日出～日没
 海 図 W5
 出 所 小樽港長



7年204項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練

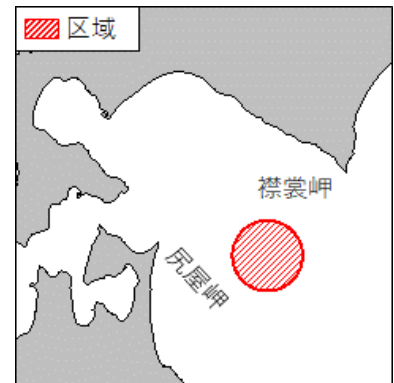
下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年4月20日、22日、23日
(予備日 21日、24日～26日) 0700～2100

区 域 41-20-10N 142-29-47E
を中心とする半径15海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



7年205項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練

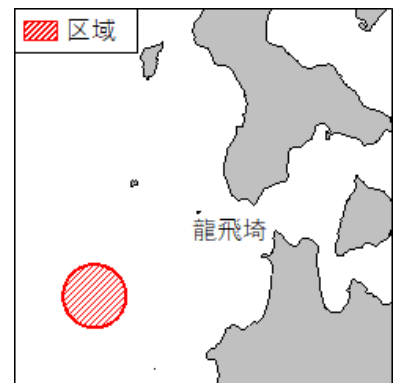
下記区域で、自衛艦及び航空機による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年4月20日、22日、23日
(予備日 21日、24日～26日) 0700～2100

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



7年206項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止

下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。

休止期間 令和7年4月22日(予備日23日) 1000～1600

休止情報 神威岬灯台で観測する「波高」

提供方法 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム
(インターネット・ホームページ、電子メール、電話)

小樽船舶通航信号所(船舶自動識別装置)

参考書誌 411 8101.1番

出 所 第一管区海上保安本部